

6 福祉障施第 1 6 8 6 号

令和 6 年 1 0 月 9 日

各障害者支援施設管理者 殿

各生活介護事業所管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部

施設サービス支援課長 鹿内 弘 実

(公 印 省 略)

生活介護事業所等における入浴支援加算の取扱いについて

平素より、都の障害福祉施策の推進については、御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定では医療的ケアを必要とする方への手厚い入浴支援体制を評価し、人員配置等の体制整備を促すために「入浴支援加算」が新設されました。

つきましては、都における当該加算の取扱いを下記のとおりお示しします。

算定にあつては、利用者へご説明のうえ同意を得るとともに、本通知だけでなく、厚生労働省 Q A も確認しつつ、適切な取扱いをされるようお願い申し上げます。

記

1 入浴支援加算の概要

(1) サービスを受けられる方

障害福祉サービス等利用における医療的ケアの判定スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害者

入浴支援加算の対象者である場合、障害福祉サービス受給者証に対象者である旨の記載が必要となります。なお、「重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害者」の認定については、利用者の受給者証発行元である区市町村に御確認下さい。

(2) 入浴を支援する事業者等

入浴に係る支援を提供しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設（以下「生活介護事業所等」と

いう。)

(3) 算定単位

1日につき80単位

2 入浴支援加算の取扱いについて

報酬告示6の13の3の入浴支援加算については、以下のとおり取り扱うこととされているので留意されたい。

(1) 入浴設備については、当該事業所が整備していることが望ましいが、他の事業所の入浴設備を利用する場合においても、当該事業所の職員が入浴支援を行う場合に限り対象とする。

(2) 入浴支援に当たっては、医療的ケアを必要とする者、重症心身障害者が対象であることから、看護職員や、看護職員から助言・指導を受けた職員が実施することが望ましい。

3 他の事業所の入浴設備を利用する（または利用させる）場合の取扱いについて

都では、生活介護事業所等の指定において、基準省令第81条第4項「第一項に規定する設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならない」等の規定に基づき、原則として当該施設又は事業所の利用者以外の者が入浴設備等を利用することを認めていません。

しかし、今回の入浴支援加算は「医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対する支援の充実を図る」目的に鑑み創設されていることから、以下のとおり取扱いを変更します。

【現行】

事業所の利用者以外の者による入浴設備の利用は一律に不可

【変更後】

都内の指定障害福祉サービス事業所（八王子市及び児相設置区が指定するサービスを除く）において、サービスに支障がない範囲で他の生活介護事業所等の利用者に入浴施設を利用させることが可能

4 その他

運用上の留意点等を【別紙】入浴支援に関するFAQにまとめておりますので御参照ください。

※1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）

※2 厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百五十六号）

※3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

【問い合わせ】

東京都福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課

障害者支援施設担当 ダイヤルイン 03-5320-4156

【別紙】入浴支援に関するFAQ

問1

令和6年4月1日適用で入浴支援加算を算定する変更届を既に提出しているが、申請の様式が変更になっている。改めて提出し直す必要はあるか。

再提出は不要です。しかし、「加算の算定対象者が①医療的ケアを必要とする者又は②重症心身障害者であること」及び「入浴設備を有していない場合、連携先事業所からの同意を得ていること」を改めて事業所として再確認してください。

問2

同一法人が運営する八王子市にある生活介護事業所の入浴設備を利用したいが問題ないか。

事務連絡の取扱いは「東京都が指定する障害福祉サービス事業所」における取扱いとなります。よって、八王子市など、他自治体が指定するサービスに関しては所管する行政機関に確認してください。また、特別養護老人ホームなど、他法のサービスについても同様です。

問3

今回の事務連絡を踏まえ、今後同一法人内で入浴設備を共用していきたいと考えているが、東京都又は東京都福祉保健財団への相談は必要か。

不要です。共用する双方のサービスに支障がないことに留意して適切に実施してください。

問4

入浴設備を共用するうえで、留意すべき点はあるか。

事故発生の防止に努め双方の責任関係を明確にしたうえで、サービス毎以下の点に留意してください。

1 指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設

(1) 双方に関する注意点

契約書や協定書等の書面で取り決めを行うなどし、以下の事項について、明確にしてください。

- ① 提供できる施設、設備に関する事項
- ② 利用可能な対象者の範囲に関する事項
- ③ サービス実施日や予約、利用時間に関する事項
- ④ 物品利用に関する事項

- ⑤ 損害賠償に関する事項
 - ⑥ 利用負担に関する事項（負担額）
 - ⑦ 利用する側の支援員の体制に関する事項
 - ⑧ 緊急時の対応（提供側の協力など）についての事項
 - ⑨ その他、必要と思われる事項
- (2) 入浴設備を提供する側の注意点
- ① 提供する設備に不良等がないか
 - ② 入浴設備の仕様や利用手順などの説明責任は果たしているか
 - ③ 施設入所支援で光熱水費を利用者から徴収している場合、利用者負担額は適正に計算されているか
- (3) 利用する側の注意点
- ① 双方で定めた利用ルールを順守しているか
 - ② 適正に人員を配置しているか

2 共同生活援助（GH）

- (1) 書面にて協定を結び、運用方法を明確にすること。
その際、GHは施設ではなく家であることを念頭に協定内容に留意すること。
- (2) GH入居者の同意を得ること。
- (3) GH入居者の生活に支障をきたさない時間帯の利用とすること。
- (4) 他事業所の利用者の受入れが原因で、GH入居者の入浴機会が奪われることがないようにすること。
- (5) GHは家賃、光熱水費も利用者負担であることから、他事業所との協定においては使用料を徴収し、利用者の自己負担額に還元すること。

3 障害児通所支援事業

こども家庭庁より発出されている以下Q&Aの内容を順守すること。

＜令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援）に関するQ&A Vol1＞

（入浴支援加算）

問 21 浴室や浴槽、入浴機器は、事業所に備えていなければならないか。例えば隣接する他の事業所や、近隣の他の事業所の設備を利用した場合の算定は認められるか。

（答）浴室や浴槽、入浴機器は、事業所において備えることを基本とするが、同一法人により運営される隣接する事業所の設備を共用することも可能とする（異なる法人の事業所や、同一法人であっても隣接しない事業所の設備によることは、認められない）

問5

上記問4の障害児通所支援事業に関するQ&Aは生活介護事業所にも適用されるのか。

適用されません。原則として、入浴施設は当該事業所が整備していることが望ましいですが、他の事業所の入浴設備を利用する場合、「同一法人」や「同一の障害福祉サービス」であることを問いません。ただし、サービスに支障がないことを前提としているため、対象となる利用者（医療的ケアを必要とする者・重症心身障害者）や施設間の距離に配慮した上で対応を検討してください。